本サービスにおける著作権および一切の権利はアイティメディア株式会社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスの出力結果を無断で複写・複製・転載・転用・頒布等をすることは、法律で認められた場合を除き禁じます。

同じPJで同じ(ような)仕事をしているけれど:

システム開発プロジェクトに存在する複数種類の契約形態

https://www.atmarkit.co.jp/ait/articles/1908/14/news006.html

受託、派遣、準委任???ーーIT業界解説シリーズ、第3弾はシステム開発プロジェクトに混在する複数の「契約形態」を解説します。

2019年08月14日 05時00分 更新

[高山典久(PE-BANK),@IT]

複雑怪奇なIT"業界"を解説する本連載、第1弾は<u>IT業界にまん延する多重下請け構造と偽装請負</u>について、第2弾は<u>多</u> 重下請け構造が起こる仕組みについて説明した。

今回は、複数の会社が参画するシステム開発プロジェクトの「契約関係」を解説する。現在受託開発プロジェクトに従事しているエンジニアは、自分が所属する企業、および自分はどのような契約でプロジェクトに参加しているのか、本記事を参考に確認してもらいたい。また、これからIT業界への就転職を希望している方は、就業先選びの参考にしてほしい。

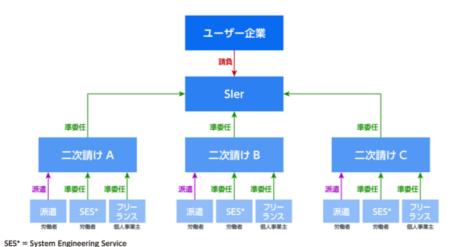
※IT業界にはさまざまな業種、職種があるが、本稿では、ITシステムの受託開発を行う企業、SES(System Engineering Service)を行う企業、個人事業主について解説する。また、本稿で解説する事例は一部であって、全てに当てはまるわけではないことをご了承いただきたい(編集部)

プロジェクトに混在するさまざまな契約形態

システム開発プロジェクトは、さまざまな契約形態のIT企業、エンジニアで構成されています。

多くの場合、Slerなどの大手ベンダーは、ユーザー企業からプロジェクトを一括して「受注」し、開発業務を外注(二次請け以降の企業)に「委託」します。

企業間の契約は「業務委託」「派遣」に大別され、業務委託には「請負契約」と「準委任契約」があります。そして現場には、「労働者」として参加するメンバーと「個人事業主」として参加するメンバーがいます。



「請負」「派遣」「SES(準委任)」の特徴

まず、企業間の契約について解説します。

「請負」「派遣」「SES(準委任)」の特徴については、IT訴訟解説58「<u>SESで働いているけど、客先から直接指示を受けています。これって違法ですか?</u>」に詳しいので、再掲します。

請負

請負契約は、受注者は発注者の望む「成果物の完成」を求められる。

一方、その作業方法や人員、作業時間など、完成に至る「方法」は、受注者の裁量に任される。例えば、洋服をオーダーメイドで作成する場合、客は、期日までに注文したものが、見積もり通りの価格で出来上がっていれば、誰が、いつ、どのような作業方法で服を作ったかについて関知しないし、できない。契約書で約束した「モノ」とその「数量」がそろっていればいいのだ。

請負契約には、通常「瑕疵(かし)担保責任」が付けられる。いったん納品した成果物であっても、受け取り時点では気付かなかった欠陥(ソフトウェアにおいてはバグなど)に発注者が後で気付いた場合、民法の定めでは「納品後1年以内であれば、無償で修補を求める」ことができる。

派遣

請負と全く逆の性質を持つのが派遣契約だ。**顧客が買うのは、派遣される要員の「労働力」**であり、働く「時間」によって金額が決まる。「1時間当たり1000円の労働力を月に160時間買うから、16万円支払う」という契約だ。

派遣されたメンバーは、**派遣先の指揮命令、作業管理の下、作業を行う**。どのような作業を、どのように実行するのかも、 派遣先の指示に従って行う。

請負と違って、その**成果物に責任は負わない**。(実際の運用においては微妙なところだが)作ったソフトウェアにバグが 残存して使い物にならなかったとしても、定められた時間、真摯(しんし)に作業に取り組んでいれば、その責任を派遣され たメンバーが負うことはない。

SES

近頃よく耳にするSESは「準委任契約」に分類される。

本来、発注者が自身で行うべきITに関する作業を、一定の能力を持った要員が「代わりにやってあげる」という解釈が妥当かと思う。

「客先で作業を行うのが一般的」という点は派遣とよく似ている。異なるのは、その「指揮命令系統」だ。

発注者は直接、受注者のメンバーに指示を行うことはできないし、勤怠管理を行うこともできない。それらは受注者の責任者を通して行わなければならない。

受注者が成果物の完成に責任を持つことはない。作業の手段などは受注者に任され、代わりに受注者は報告書を提出する。

それぞれの特徴を表にまとめよう。

形態	提供するサービス	手段	指揮命令/勤怠管理	備考
請負	成果物	受注者の裁量に任せる	受注者	瑕疵担保責任あり
派遣	労働力	発注者の指示に従う	発注者	成果物に責任を負わない
SES(準委任)	労働力	受注者の裁量に任せる	受注者	報告書を提出する

※IT訴訟解説58「SESで働いているけど、客先から直接指示を受けています。これって違法ですか?」より再掲

偽装請負にご用心

複数の契約が混在している現場で起こりがちなのが「偽装請負」問題です。

偽装請負とは

請負、準委任契約の企業の社員は、ユーザー企業や上位レイヤーの企業から直接指揮命令を受けることはできません。 必ず、自社の現場責任者からの指揮命令の下で業務を遂行する必要があります。自社外の人間から指揮命令を受けて業 務を遂行すると、偽装請負となります。 作業に関わる指示だけではなく、始業時刻、終業時刻などの労務管理も、自社の責任者以外の人間が行うと偽装請負になります。

偽装請負の問題点については、連載第1回「<u>IT業界の仕組みと偽装請負の闇を分かりやすく解説しよう</u>」もご参照ください。

なお、労働者派遣契約の場合は、指揮命令、労務管理、全て派遣先企業が行います。

PMやPLは個々の契約形態を知らない

システム開発プロジェクトに参加している皆さんは、ご自身(の所属会社)が、どの契約形態で入場しているか、ご存じでしょうか?

さすがにご自身の契約はご存じだと思う(思いたい)のですが、盲点なのは、プロジェクトをたばねるプロジェクトマネジャー(PM)やPMの指示の下、チームメンバーをリードするプロジェクトリーダー(PL)は、外注がどんな契約形態で参画しているのかあまり知らないことが多い、ということです。

PMやPLは、プロジェクトの成果を最大限にすることに集中しているので、皆さんがどんな契約形態で参画しているのかをあまり意識していないことがあります。そうすると、派遣も準委任も区別なく、直接指揮命令してしまいがちです。

労働形態も異なる

さらにややこしいことに、システム開発プロジェクトの現場には、「労働者」と「個人事業主」が混在していることが往々に してあります。

労働者は、Sler、二次請け企業、SESなどの「社員(正社員、契約社員、派遣社員)」です。会社と「雇用契約」を締結し、 労働契約に基づいて契約先で開発業務などを実施します。

自営業者として「請負契約」などを締結して、契約先で開発業務などを実施する人は「個人事業主」です。

フリーランスエンジニアは、個人事業主です。労働者ではないので、請け負った業務や仕事の進め方に関して、契約先と 直接話し合っても問題ありません。その分、自分の責任と判断の下に契約を締結している「自営業者としての自覚」が必要 です。

フリーランスエンジニアとは

フリーランスエンジニアとは、「自営業者として開業しており、適正に確定申告を実施している人」です。

フリーランスとして働くメリットは、「報酬が高くなる傾向にある」「やりたい仕事、生かしたい、習得したいスキルなど希望に沿った案件を選べる」「評価が上がると契約金額が上がる(報酬が上がる)可能性がある」など、自身の価値観や環境に合わせた働き方ができる点です。

一方で、技術の研さんを怠ったり、自営業者としての自覚なく場当たり的にプロジェクトを渡り歩いたりすると、上記のメリットを生かせなくなります。

プロジェクトを渡り歩くエンジニアの注意点

以下は、フリーランスに限らず、プロジェクトを渡り歩く全てのエンジニアに共通する注意点です。

長期契約で同じ現場、同じ業務に就いていると、技術トレンドに疎くなりがちです。自己啓発を意識的にしていかないと、 気が付けばスキルが陳腐化するリスクがあります。

その状態が長期間(4、5年以上)続けば、レガシースキルと評価され、契約満了後にも同じような案件でしか契約ができなくなります。それを繰り返していくうちに、やがて案件の選択肢がなくなる可能性があります。

フリーランスも社員エンジニアも、スキルアップやキャリアアップは自分が主体的に考えるべきでしょう。世の中には、勉強会、セミナー、交流会など、さまざまなコミュニティーやミートアップがあります。日頃から技術トレンドを追いかけ、スキルアッ

高山典久



PE-BANK 取締役 ビジネスプロモーション部長

2007年首都圏コンピュータ技術者(現: PE-BANK)入社。

関西営業所、西日本統括、全国統括マネージャー、取締役営業部長を経て、2018年1月より現職。

関連記事



IT業界の仕組みと偽装請負の闇を分かりやすく解説しよう

アとして希望通りのスタイルで活躍するために知っておきたいIT業界の仕組みと慣習、そして自分に合ったIT企業の選び方



多重下請け構造であえいでいるエンジニアが知っておきたいIT業界の仕組み

わが社は、なぜ頂点を、せめて少しでも上のポジションを目指さないのだろうか――IT業界解説シリーズ、第2弾は「多重下請け構造」の闇に迫り



SESで働いているけど、客先から直接指示を受けています。これって違法ですか?

🖚 契約外の作業だけどやってください、契約の金額内でね――IT訴訟事例を例にとり、システム開発にまつわるトラブルの予防と対策法を解説する 人気連載。今回は、「請負」「派遣」「SES(System Engineering Service)」、そして「偽装請負」について考える



請負だって聞いていたのに、これじゃあ人材派遣じゃないですか!

🕶 作業指示はこちらが出します。成果物の責任はとってください。え、派遣と請負のいいとこどり? どこでもやってることじゃないですか――IT訴訟事 「下手との側に思い 「下手との側に思い 「下手に登底に解説 中である。今回は、契約が請負なのか派遣なのかが争点となった裁判を紹介する



「派遣切り」の悪夢再び?——改正労働者派遣法が派遣エンジニアに与える影響とは

改正労働者派遣法が9月11日に成立し、30日より施行された。「派遣期間の上限3年」「特定派遣の廃止」など、派遣エンジニアにとって影響が 大きい本改正のポイントを、エンジニア派遣を行っているビーブレイクシステムズの高橋氏に伺った

関連リンク

PE-BANK

@IT自分戦略研究所 FBページ

@IT自分戦略研究所 Twitter

@ITメールマガジン

Copyright © ITmedia, Inc. All Rights Reserved.

